

県民健康調査甲状腺検査サポート事業について

平成30年12月27日
県民健康調査課

1 県民健康調査甲状腺検査サポート事業の目的

- ・ 県民健康調査甲状腺検査後に生じた経済的負担に対して支援を行う。
- ・ 保険診療に係る診療情報を県民健康調査の基礎資料として活用し、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図る。

(事業開始：平成27年7月)

2 事業内容

- ・ 対象者に支援金を交付する。
- ・ 対象者の県民健康調査甲状腺検査後の治療等に関する情報を活用し、県民の皆様の健康の維持、増進を図る。

3 支援対象経費

- (1) 甲状腺しこり等(結節性病変)に係る保険診療の医療費(実際の自己負担分)
- (2) 支援金申請で発生した診療情報個人票の文書作成料、戸籍謄本の発行手数料等

4 事業の拡充について

事業開始から3年が経過し、甲状腺検査の受診者で医療機関において診療を受けている方の中に甲状腺検査サポート事業の支給要件に適合しないなどの状況が明らかになってきたため、平成30年12月12日に事業の改正を行った。

(1) 改正の内容

ア 支援対象の拡充

(ア) 甲状腺検査の受診要件

【改正前】 甲状腺検査の二次検査で治療等を勧められていること

【改正後】 甲状腺検査を(一次検査だけでも)受けた後に甲状腺しこり等(結節性病変)があり保険診療を受けていること
(検査を受けていないことについてやむを得ない理由があると認められる場合は、甲状腺検査を受けていない場合も支援対象とする。)

(イ) 保険診療を受診する医療機関の要件

【改正前】 甲状腺検査二次検査又はそこから紹介のあった医療機関で保険診療を受けていること

【改正後】 受診する医療機関の限定をなくした。

イ 収集する診療情報の追加

対象者を継続的に支援するために必要な診療情報(遠隔転移など)を追加して収集することとした。

(2) 改正後の支援対象者

甲状腺検査の対象者であって甲状腺検査を受けており、甲状腺しこり等(結節性病変)があつて医療機関で当該病変の保険診療を受けている者

(3) 適用日

甲状腺検査開始日(平成23年10月9日)まで遡及する。

5 事業実施状況 (平成27年度から平成29年度まで)

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 支援金交付人数 | 233名(実人数) |
| (2) 支援金交付金額 | 15,914,883円 |
| (3) 手術を含む交付件数 | 82件(実人数82名) |
| (4) 手術事例の病理診断結果 | |
| ア 甲状腺がん(甲状腺悪性腫瘍) | 77件 |
| イ 甲状腺がん以外 | 5件(濾胞腺腫等) |